

令和6年3月栄町教育委員会会議定例会議事録

期日 令和6年3月22日（金）開会：午後2時00分 閉会：午後4時15分

会場 栄町役場2階第4会議室

教育長及び出席委員

教 育 長	藤 ヶ 崎 功
委 員(教育長職務代理者)	中 島 宣 行
委 員	大 久 保 雅 從
委 員	濱 田 香 奈
委 員	安 永 順 子

説明のため出席した職員

教育次長	勝 田 博 之
教育課長	西 宮 信 吾
生涯学習課長	稲 葉 正 和
学校給食センター所長	由 井 茂

職務のため出席した職員

教育課課長補佐（書記、議事録）	大 木 正 義
-----------------	---------

傍聴人：0人

1 教育長開会宣言

2 議事の進行

中島 宣行委員（教育長職務代理者）

3 署名委員の指名

濱田 香奈委員

4 会期

本日1日限り

## 令和6年 3月 「教育委員の活動報告」

月	日	曜	場所	活動名	内 容
2	29	木	ふれプラ	会議	栄町百年後芸術祭実行委員会に参加しました。
				会議	町史編纂委員会に参加しました。
3	1	金	役場	朝礼 課長会議	町長からの訓示がありました。
	2	土	ふれプラ	視察	ふれあい文化祭開会式に参加するとともに、展示作品を鑑賞しました。
	4	月	役場	会議	教頭会議を開催しました。
	5	火	議場	町議会	令和6年第1回町議会が開会しました。
	6	水	ふれプラ	鑑賞	宝くじまちの音楽会にて、岩崎宏美・良美姉妹の歌唱を堪能しました。
	8	金	役場	予算委員会	予算審査全体質疑に参加しました。
	12	火	役場	会議	委員会内課長会議を開催しました。
			安食小	打合せ	大規模改修に係る現場打合せに参加しました。
	13	水	栄中	卒業式	栄中の卒業式に参列しました。
			議場	町議会	一般質問がありました。
	14	木	議場	町議会	一般質問がありました。
	15	金	栄特支	卒業式	県立栄特別支援学校の卒業式に参列しました。
			議場	町議会	一般質問に続き、議案、請願が採決され閉会しました。
	16	土	ふれプラ	会議	社会教育委員会会議に参加しました。
	18	月	ながと幼稚園	卒園式	卒園式に参列し、小学校への入学が楽しみになりました。
	21	木	役場	会議	戦略会議に参加しました。
	22	金	役場	定例会議	教育委員会会議開催。(報告 1件、議案 20件)
	23	土	ふれプラ	視察	千曲書道展を視察しました。
	27	水	佐倉市	会議	印旛郡市文化財センター理事会に参加しました。
			ふれプラ	会議	文化財審議会に参加しました。
	28	木	多古町	辞令交付式	令和5年度末辞令交付式に参列しました。
			役場	辞令伝達式	令和5年度末辞令伝達式を開催しました。
	29	金	役場	辞令交付式	町職員・教育委員会職員の辞令交付式に参列しました。
	15	水	議場	町議会	一般質問がありました。
			役場	会議	教育委員会内課長会議を開催しました。
	16	木	議場	町議会	一般質問がありました。
			教育長室	電話連絡	教育庁から電話連絡が入りました。
	17	金	役場	町議会	議決後、閉会しました。
	20	月	佐倉市	会議	印旛郡市文化財センター理事会に参加しました。
	22	水	役場	回答	校長会からの次年度予算要望への回答をしました。
給食センター			会議	給食センター運営協議会を開催しました。	
23	木	役場	定例会	教育委員会会議を開催します。(議案18件)	
		役場	表彰式	自治功労者表彰式典に参加します。	

## 5 教育委員の活動報告

藤ヶ崎教育長：

それでは、先月の定例会から本日までの活動報告をいたします。

3月2日には、ふれあいプラザさかえを会場に、大ホールを使った「ふれあい文化祭」が5年ぶりに開催されました。大ホールでの開会式では、安永委員が司会進行をお務めされておりました。そして、幕開けは、栄中学校吹奏楽部による演奏が披露されました。指揮の鹿野谷先生のご指導の下、8名の部員の皆さんが、4曲、観客を意識して、北島三郎の「祭り」を迫力ある演奏にて披露してくれました。

引き続きステージでは、合唱サークル「アレグロ」の発表となりました。最前列中央から、安永委員の美声のご披露されておりましたことを申し添えます。素晴らしい6曲の合唱でした。

その後、ふれあいセンターでの各種作品を鑑賞しました。ドラム君の焼き物が販売されておりましたので、辰年でもあるので、購入してきました。

マラソンに続き、文化祭の実施、そして、町の音楽祭と、スポーツ・文化の発展を支えてくれる生涯学習課の皆さんに感謝するところです。

6日、午前中は、委員勉強会へのご参加ありがとうございました。夕方には、「宝くじ まちの音楽祭」へのご出席ありがとうございました。そのうえで、アレグロ所属の安永委員におかれては、午後からの音合わせを含めて、お疲れさまでした。

13日は、栄中学校の卒業式、保護者代表謝辞があつて、子供たち、教職員にとって、良い式典だったと感激しています。校長先生が、卒業対策担当の保護者にお願ひし、快く石井さんが感謝の意を表してくれたこと。昔の卒業式では当然でしたが、今は子供を主役として持ち上げてきておまして、違和感を感じていらっしゃる方もいるかと思いますが、これが子供たちを育てる中で大切だと、私自身は感じています。1月の校長会での話が現実となつて、うれしく感じています。これに、「仰げば尊し」を卒業生に歌ってもらえれば、私の描いてきた卒業式となります。

来月には、各小学校の入学式にご臨席いただきますが、ステージ背面の国旗や校旗を外してフロアで入学生と在校生が対面の形をとる対面型が、平成31年度の入学式に町内で1校ありました。対面式で実施していた場合は、ご連絡をいただきたいなと思います。

話は戻しまして、13日午後は、町議会一般質問が始まりました。高萩議員、早川議員、そして岡本議員から一般質問がありました。特に岡本議員からは、給食センター建設用地「選定の経緯と選定理由」をこれまで同様に質問され、教育次長からこれまで同様に事実を答弁してもらったところです。

その上で、「給食センター用地選定の議案審議を秘密会としたことはいかかなものか」については、私から「財産の取得になるため教育長が委員に秘密会の賛意を問い、3分の2以上の賛意を得て、秘密会とした。過日の新聞記事では、休耕地に一時期、土を置かせてくれと突然現れた男に一筆書かせられ、後に、建築廃土が山

と積まれてしまって、排出させようにも会社を倒産させてしまい、業者は雲隠れしてしまった。との記事もあった。」と、私から説明しました。

また、「これだけ遅れてしまった。反省はいかに」と詰問されましたが、「計画では、昨年9月から提供開始であったので、本日の中学校の卒業生に給食を提供できなかったことに謝罪の念がある」「12対1で可決していただいたのに、執行機関として建設を進められず申し訳ない」と答弁しました。

また、「候補地について『浸水』は条件としていない。そのため、候補地1の布鎌中跡地もふれあいプラザさかえ臨時駐車場も同様に候補地とした」「私自身、小学校教員であったため週1回の学級会で、多数決で運営してきた」と答弁しました。岡本議員からは、とんでもない教育長とばかりに揶揄され続けたところです。

14日の一般質問では、反対する議員さんから面白い質問がありまして、鎌ヶ谷本塾線の栄町酒直への開通に伴い、印西データセンターや成田空港と15分程度の距離なので、中間地であり接続地でもある通称「十五町歩」という水田の開発を考えていないのかという質問が、町長部局にありました。後ほど、議事録が公開された際に、目を通していただければと考えます。

簡単にいうと、令和2年6月2日の議案提出後、10日間の議案調査の期間があって、6月12日の給食センターをふれあいプラザさかえ臨時駐車場に建設するため、臨時駐車場が狭くなることから隣接する水田を購入するという議案に、12対1で、賛成のため起立した議員さんであります。町民の命を守るために、1年前に各家庭に配布された「ハザードマップ」を熟読していなかったわけではないと思いますが、その後になって「浸水地」だと反対してきている町民の代表である議員さんであることを申し添えたいと思います。

給食センター候補地と同じ3mから5m未満の浸水地である「十五町歩の水田」の開発を進めるよう町に質問するとは、大変、驚きました。今後能登半島地震の検証がなされましたら、給食センター候補地の再検証へと進むわけですが、これまで反対してきたこの議員さんのご意見を参考に、今度は十五町歩も候補地に入れないとまずいかと、考えてしまいました。

また、用意されていた議案が議決された後、ある議員さんが「発議案第3号 令和6年度栄町一般会計予算に対する付帯決議」を提出し、新年度予算に編成されている「ふれあいプラザさかえ臨時駐車場造成工2,300万円を執行しないように付帯決議をする」という内容でした。反対意見として「さんざん話して決定していることから、これを除外することは反対」、「駐車場への動線が悪く不便だという町民の意見に沿うものであるから反対」と。

逆に賛成意見としては、「給食センター建設に重複する盛土となるので、賛成」といった討論があり、多数決で5名の起立があり、5対7で発議案は否決され、当初予算案どおりに駐車場に水平に侵入できる盛土工事が実施へと認められるようになりました。

この数日前の報道では、白子町議会で、三つの小学校を一つに統合するための新校舎の設計費1億2,000万円を当初予算案から削除する修正動議があつて、町議会で可決したとの報道がありました。

同じように、昨年、佐倉市では公立の幼稚園3園全てを廃園とする案を、議会の教育民生委員会で1園だけ残す修正案を議会で可決されたという事案が思い当たりますことを付け加えます。なぜ栄町だけが発議案でやったのか、ということが私にとっては大変疑問であるということをつけ加えたいと思います。

そして、最後に、「栄町学校給食センターの立地見直しを求める請願書」が議会議長あてに届いていました。内容は「給食センター選定地を浸水想定区域外の場所に見直すよう求めます」という請願でした。議会議決した事案を覆そうとすること、また、請願には紹介議員が必要となりますが、令和2年6月12日に賛成した議員さんが紹介議員となっていることに、甚だ違和感を覚えているところです。結果的には、教育民生委員会で賛否が3対3の同数となり、委員長が不採択として、町議会に報告したようです。その後、本議会で、反対、賛成討論の後、7名の議員さんが起立して委員長の不採択に賛成され、請願が不採択となりました。ようするに、我々が候補地としている、ふれあいプラザさかえ脇の臨時駐車場のところも含めて、建築をできるということになったということです。

話はかわりまして、15日は小学校の卒業式へのご参列ありがとうございました。私は、栄特別支援学校で、高等部の卒業生をお祝いしてきました。安食小、布鎌小、そして栄中の卒業生が立派に卒業証書を受け取っていました。

16日は、第2回の社会教育委員会会議が開催されました。内容は後ほど、稲葉課長から報告があります。また、勝田教育次長が、給食センター建設反対のビラやチラシの誤りを正してくれました。その結果、能登半島地震を見ても、町の中心地に建設することは当たり前だという方や、ポスティングされてきた内容を信じてしまいがちになったこと、不安を煽る文章に違和感を覚えていたから、正しいことがわかり、納得できた。という貴重なご意見をいただいたところです。

なお、傍聴の方がいらっしゃっていたことも後に議事録でわかることですから、ここで、お伝えいたします。その方にも、当日の教育次長が用意してきた経過資料を持ち帰ってもらったところです。

週が明けて18日には、ながと幼稚園の卒園生をお祝いしてきました。元気いっぱいのお返事と歌声に癒されたところです。

なお、本日、各学校では、各学年の学習を修めたと校長先生が認定する「修了式」を実施し、令和5年度を締めくくりました。

この後、報告1件、議案20件についてのご審議をよろしくお願いいたします。

大久保委員：

15日の布鎌小学校の卒業式に参加してきました。12名の子供たちが、しっかりと自分の夢を語って、少ない人数でしたが、よい卒業式だったなと思いました。歌や子供たちの呼びかけも非常によかったなと思いました。以上です。

濱田委員：

3月1日の午前中に安食小学校の6年生を送る会に参加しました。途中「ありがとうの会」と題して、学校運営協議会やPTA総務役員、学習ボランティアなどの地域保護者などを呼んでくださり、私も折り紙で出来たかわいいメダルをいただきました。送る会の様子は、子供のタブレットを使って、当日と後日に保護者向けに動画配信をしてくださったので、子供たちの一生懸命な姿を沢山の家族が楽しむことが出来たと思います。午後は、栄中学校の予餞会を参観しました。昨年度も見せていただいたんですけども、元気いっぱい、ユーモア溢れる演出で今年もとても楽しませていただきました。

3月13日は栄中学校の卒業式、3月15日は安食小学校の卒業式に参列しました。安食小学校も全校児童の参加でしたが、低学年の児童もよい姿勢でとてもよく頑張っていました。送る会や予餞会とは違って、大変緊張感のある凜とした雰囲気の中で、卒業生は堂々と、在校生は温かな歌や拍手で感謝と感動を伝えてくれていました。以上です。

安永委員：

3月2日、3日ふれあい文化祭、教育長と町長とお越しいただきまして、ありがとうございました。すごく盛大で、沢山の方に来ていただいてよかったです。私はホールの方にずっとついていたので、センターの方の展示物が全くみれなくて、それが残念でした。

6日は「宝くじまちの音楽祭」、あれはもう一生かけても味わえないものでした。ちょうど私の前が岩崎宏美さんで、生の声が響いてきて、すごく感動しました。よい時に音楽を続けられてよかったです。満席のホールというのはすごいものですね。大きく感じます。リハーサルの際は観客ゼロで、緞帳が上がった瞬間に、黄色い鉢巻を巻いたおじさん、昔のお兄さんが正面の席に100人くらいいて、あれにはびっくりしましたが、青春してらっしゃるのかなと思って、また違う感動をもらいました。

あとは、13日と15日に栄中学校と安食台小学校の卒業式に参列させていただいて、また小学校の卒業式はかわいいですね。ふれあい教室の子供たちが何人も卒業していて、こんなに大きくなったんだと思って、子供の成長の早さに目を見張るものが

ありました。その翌日にうちの自治会で「卒業・入学を祝う会」というのを毎年やっているんですけども、安食台小の子が何人もいまして、花束等のお祝いを差し上げて、卒業式の時は聞けなかったので、「何になりたいの。」と聞いたら、一人の女の子が「大金持ちを見つけて、セレブな結婚をすることです。」とっていました。男の子は「甘いものが好きだから、パティシエになりたい。」とっていました。それぞれ夢があってよいことだなと思いました。1年生に上がる子は、まだ親離れができていなくて、でもこれでランドセルを背負うと、ちゃんとした一年生になって、朝交通安全の旗振りをしている時に「おはよう。」と言ってくれる。それをすごく楽しみにしております。以上です。

中島委員：

私は15日、竜角寺台小学校の卒業式に行かせていただきました。3名、インフルエンザにかかって、当日欠席ということで、残念なことだったんですけども、3年生以上の生徒達が卒業を祝っておりました。久々の小学校の卒業式で、男の子も女の子も、涙、涙の卒業式で感動をいただきました。ありがとうございました。以上でございます。

報告第1号 コミュニティ・スクール各校の実績について

稲葉生涯学習課長：

それでは、私からは、報告第1号「コミュニティ・スクール各校の実績について」となります。

令和5年4月1日より、町内全ての小中学校において、「学校運営協議会」が設置されコミュニティ・スクールが導入されました。

これにより、昨年5月の教育委員会議において「栄町学校運営協議会の設置等に関する規則」第9条第1項第1号の規定による、各学校の「経営計画」について示したところです。

今回の報告では、この「経営計画」に係る結果に関する情報を、「栄町学校運営協議会の設置等に関する規則」第9条第1項第4号に規定により、提供いただいたものとなります。各学校の結果について、ご確認いただければと思います。以上、簡単ではありますが説明及び報告と致します。

《質疑》

な し

議案第1号 栄町就学援助費支給規則の制定について

西宮教育課長：

本日議案数が多いので、資料についてはあらかじめ配布をさせていただきました。内容については、この後ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。なおご不明な点等については、その都度ご指摘いただければと存じますので、よろしくお願いたします。

それでは私から、議案第1号「栄町就学援助費支給規則の制定について」提案理由と内容についてご説明いたします。

まず提案理由ですが、栄町就学援助費支給規則の制定について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容についてです。本町では、就学援助費の支給については、要領および要綱を規定し、認定・経費の支給を行っていました。しかしながら、近隣市町においては規則で規定しています。申請書をマイナンバー制度に対応した様式に変更している市町が多くございます。栄町におきましても、マイナンバー制度に対応した様式に変更し、公正公平な認定を行うことを目的としています。以上です。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

《質疑》

なし

《審議結果》

承認

議案第2号 栄町部活動地域移行推進協議会設置要綱について

西宮教育課長：

議案第2号「栄町部活動地域移行推進協議会設置要綱について」提案理由と内容についてご説明いたします。

まず提案理由ですが、栄町部活動地域移行推進協議会設置要綱について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第25号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容についてです。令和8年度の休日の部活動地域移行の実施に向け、栄町立栄中学校の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築を図る観点から、当該中学校における部活動の地域移行に向けた取組みを推進するに当たり、広く関係者の意見を反映するため、栄町部活動地域移行推進協議会を設置します。

協議会設置要綱については、別添資料をご覧ください。

協議会の委員についてでございます。第3条をご覧ください。第3条の中で協議会

委員につきましては、教育長を始めとする役場職員及び栄中学校長、それと教育委員会が選任するスポーツ団体関係者、PTA関係役員、文化芸出団体の関係者の方、学識経験を有する方、その他教育委員会が特に必要とするもので組織し、任期は1年としております。

その他詳細については、資料のとおりでございます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

《質疑》  
なし

《審議結果》  
承認

### 議案第3号 栄町部活動指導員活用事業実施要綱について

西宮教育課長：

議案第3号「栄町部活動指導員活用事業実施要綱について」提案理由と内容についてご説明します。

まず提案理由ですが、「栄町部活動指導員活用事業実施要綱」について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第25号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容についてです。概要書の方をご覧ください。

部活動指導員につきましては、専門的な技術指導力を備えた適切な指導を必要とする栄町立の中学校（以下「学校」という。）に部活動指導員等を配置して活用する事業を実施することにより、部活動の充実、活性化及び教職員の勤務負担軽減を図ることを目的としております。

「部活動指導員」とは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2の規定による部活動指導員を示します。

「外部指導員」とは、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する者であって、部活動指導員でない方を示します。

栄町会計年度任用職員として部活動指導員の報酬、手当及び費用弁償については、栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栄町条例第16号)の定めるところにより支給するものとし、報酬の額は1時間当たり1,600円と定めます。

次に外部指導員には、1時間当たり1,600円の謝礼金を支給します。

部活動指導員には、週11時間、年間50週を上限に報酬を支払う計画です。県の

方には、県の部活動指導員の要項に従いまして、町単費が3分の1、あとは国と県から3分の1ずつの申請をする予定です。また、外部指導員につきましては、休日の指導にあたっていただく方をございまして、週に1回、土曜日か日曜日、1回の指導時間につきましては4時間、12か月分を上限として、令和6年度一般会計予算に計上しています。

以上です。なお部活動指導員の服務等につきましては、要綱の中に定めてございますので、ご確認いただければと思います。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 《質疑》

中島委員：

令和6年度は何名採用予定ですか。

西宮課長：

部活動指導員としては1名。休日の外部指導者につきましては、年度始めからは1名で、11月、後期からもう1名追加して、違う部活動に配置していこうと考えております。

中島委員：

合計2名ということですね。ありがとうございました。

#### 《審議結果》

承認

#### 議案第4号 栄町教育長交際費の支出状況の公表に関する要綱について

勝田教育次長：

議案第4号「栄町教育長交際費の支出状況の公表に関する要綱について」提案理由及び内容についてご説明いたします。

栄町教育長交際費の支出状況の公表に関する要綱について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第25号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

内容についてご説明させていただきます。概要書をご覧ください。

まず現状といたしましては、教育長交際費の支出情報といたしましては、現時点までは公表をしておりませんでした。しかしながら、教育行政の透明性という趣旨に鑑み、既に公表している他市町との整合性を図るため、要綱を制定し公表するものです。

内容につきましては、第1条に趣旨、第2条に公表する情報、第3条に公表の時期

及び方法、第4条に事務の処理というものを規定させていただいて、町民の皆さんに公表していくものでございます。

簡単ではございますが、以上で説明とさせていただきます。ご審議のうえご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

《質疑》

なし

《審議結果》

承認

#### 議案第5号 栄町教育長交際費支出基準の一部改正について

勝田教育次長：

議案第5号「栄町教育長交際費支出基準の一部改正について」提案理由及び内容についてご説明いたします。

始めに提案理由といたしまして、栄町教育長交際費支出基準の一部改正について栄町教育委員会行政組織規則第7条第25号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めます。概要書をご覧ください。平成17年4月に施行されましたが、それ以降社会情勢も変化し、規定されている事項については社会通年上沿うものに見直しする必要があることから適正な支出のため、第3条の規定について一部を改正したものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表がありますので、そちらをご覧くださいと思います。交際費に使える支出区分と、金額について近隣の市町の教育長、それから町部局との調整を図り、こちらの方に一部改正させていただいております。

簡単ではございますが、以上でございます。ご審議のうえご可決いただきますようお願いいたします。

《質疑》

なし

《審議結果》

承認

#### 議案第6号 栄町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について

勝田教育次長：

議案第 6 号「栄町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」提案理由及び内容についてご説明いたします。

栄町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について、栄町教育委員会行政組織規則第 7 条第 2 号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものでございます。概要書をご覧くださいと思います。

令和 4 年の組織改編により教育総務課と学校教育課が統合され、教育課に再編。学校教育課内にあった給食センターについては教育機関として独立した課室に再編されております。そのため、給食の配食と給食費の徴収の事務について別々の課室による業務展開となっております。配食数や配食日数の変化や児童生徒の給食停止などにより、徴収金等の変化の対応が煩雑となっております。徴収業務のミスを防止するためにも、配食と付加徴収を同じ部署で行うことが適切であると考え、改正内容といたしましては、教育課学務指導班の事務分掌である「小学校及び中学校の給食指導に関すること」及び「学校給食費に関すること」を、給食センター給食班の事務分掌に移すこととさせていただきます。簡単ではございますが、以上説明とさせていただきます。ご審議のうえご可決くださいますようお願いいたします。

《質疑》

な し

《審議結果》

承 認

議案第 7 号 栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について

西宮教育課長：

議案第 7 号「栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について」提案理由と内容についてご説明します。

まず提案理由です。「栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について」について、栄町教育委員会行政組織規則第 7 条第 2 号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容についてです。改正概要をご覧ください。職員の勤務時間休暇等に関する条例及び職員の勤務時間休暇等に関する規則の一部が改正され、新たに「子育て部分休暇制度」が新たに設けられました。これに伴い、本町管理規則の一部を改正します。

新旧対照表をご確認ください。第 4 3 条第 4 項のところに、「子育て部分休暇」という文言が付け加えられるような形になっております。

以上簡単ではございますが、内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

## 《質疑》

濱田委員：

「子育て部分休暇」というのは、具体的にどのような時に使えるものですか。育休、産休とはまた違うということですか。

西宮教育課長：

子育て休暇自体はあるんですけども、適用する部分が、半日とか一日とかもう少し細かく柔軟に取れるような規則に変わりました。

濱田委員：

例えば、子供が熱を出したとかですか。

西宮教育課長：

時間の取り方、1時間とか2時間とか、細かく柔軟に取れるようにということになっています。

濱田委員：

それこそ送り迎えに行くなど、その時間だけお休みして、また出勤する、そういうこともできるということですね。わかりました。ありがとうございました。

中島委員：

職員にとっては有利になった訳ですね。

## 《審議結果》

承認

### 議案第8号 栄町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

西宮教育課長：

議案第8号「栄町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」提案理由と内容についてご説明いたします。

まず提案理由ですが、「栄町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」、栄町教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容についてです。改正の理由です。地方公務員の育児休業に関する法律の一

部が改正されたことにより、職員の育児休業に関する条例の一部が改正され、育児休業の取得回数制限が緩和されたこと、子育て部分休暇制度の新設に伴い栄町立学校職員服務規程の一部改正を行うものです。詳細につきましては、新旧対照表が添付してありますので、そちらの方でご確認いただければと思います。なお、管理規則の改訂により申請や報告の様式の変更となっておりますので、併せてお話をさせていただきます。

以上簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

《質疑》

な し

《審議結果》

承 認

#### 議案第9号 令和6年度栄町学校教育プラン（案）について

西宮教育課長：

議案第9号「令和6年度栄町学校教育プラン（案）について」提案理由と内容についてご説明します。

まず提案理由ですが、栄町教育委員会行政組織規則第7条第1号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容についてです。お手元の資料、たくさんございますけれども、主な内容について、口頭でご説明させていただきたいと思います。まず令和5年度教育振興基本計画の改訂に伴い、内容の見直しを図っておりますので、本年度につきましては、年度表記の変更など字句整理を行っていますが、基本的な方向性については大きく変更はございません。

本年度の大きな変更点としては2点ございます。

まず、1点目。「中学生海外派遣事業」の休止に伴い、10ページの国際化に対応した人間教育事業の項目を削除いたしました。

2点目としては、15ページ「栄町いじめ基本方針」改訂に伴い、「いじめ問題対応マニュアル（4段階）」を追記したというところで、以前教育委員会会議の中でもお話をしたこともあるかと思いますが、それが追記されたことに伴い、その内容について、学校教育プランの中にも追記させていただいたというところがございます。いじめアンケートの保存年限を今まで1年間だったものを5年間と変更いたしました。

以上です。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

## 《質疑》

濱田委員：

海外派遣が中止になってしまったのは、大変残念だなと思いました。また別のイベントというか、その代わりに何かあると嬉しいなと思いました。

西宮教育課長：

一応、子供たちを派遣するという代替事業は、今のところは計画ないですけれども、訪日事業が結構栄町の方には来るので、そちらを活用してぜひ子供たちに外国文化に触れていただくということと、ALTの方が、他の市町に比べて多く配置されていますので、そのALTを活用して、外国語や外国文化に触れる。あとは英語検定の方に、積極的に受けられるように来年度準備して、再来年度小学校にも英語検定の目を向けられるようにと、拡大を図ってまいりたいと考えております。

濱田委員：

わかりました。ありがとうございます。

藤ヶ崎教育長：

基金として毎年200万円いただいていたのですが、そちらがなくなってしまいました。

安永委員：

やはり、生の言葉の中で生活するということは、すごいですよね。

藤ヶ崎教育長：

今治も同じようになくなったということです。本社があるところもなくなったということです。栄町だけではないのです。

安永委員：

ここだけ優遇してくださるわけには行かないですね。

濱田委員：

今まで本当ありがたかったですね。

## 《審議結果》

承認

中島委員：

議案第9号が可決されましたので、(案)を削除してください。

#### 議案第10号 栄町学校施設の個別施設計画の一部改正について

勝田教育次長：

議案第10号「栄町学校施設の個別施設計画の一部改正について」提案理由並びに内容のご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、栄町学校施設の個別施設計画の一部改正について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第6号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

お配りさせていただいております、栄町学校施設の個別施設計画をご覧いただければと思います。こちらにつきましては、令和2年8月に策定し、5年周期でローリングかけて見直しをしていたんですが、来年度体育館のトイレを全て洋式化するとか、このあと全ての学校の体育館に空調を入れるとか、そういった大きな方針転換がありましたので、一年前倒しして見直しております。

あと時代背景もありまして、時期的に追加させていただいたものもありますのでご紹介させていただきます。1ページ、背景の一番下になりますが、「更に近年の大規模災害に備え、学校施設は避難所としても指定されていることから、これに伴う避難所としての改善も併せて求められています。」ということを追加しております。

めくっていただきますと2ページ目「本計画は3年ごとに見直します。」とありますが、今までは5年後に見直ししていたのですが、老朽化もありますし、早い対応ができるようにということで、3年ごとに見直しをすることとしました。

また3ページの「学校施設の目指す姿」といたしまして、「学力の育成と指導を行うための教育環境の整備」とか、「安全安心な施設環境の整備」という項目を入れてあったのですが、追加で「環境を配慮した施設改修の整備」ということで、「脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの利用促進を検討します。」ということを追加しております。

あとは4ページに、「学校施設の実態」ということで、今の児童生徒数に合わせた数字に直しております。

このあとも、令和6年3月の見直しに合わせて過去入れてありました、例えば6ページの「施設関連経費の推移」も直近のものに変えております。

それに合わせて12ページも「今後の維持更新のコストの把握」ということで、建物を長寿命化をすることで学校の建替えコストを縮減し、計画的に学校を使っていくということで、効率よくできるというような計画に変えております。

あと基本的なところは、現状に合わせたもので細かい各年度の改修計画までは入れていないのですが、そういったものを学校施設の個別施設計画ということで位置付けて、今後この計画に基づいて教育委員会としては学校施設の改修の方を行っていくと

ということになります。そういった理由から、教育委員会の議決をいただけたらと思います。簡単ではございますが、説明に変えさせていただきますので、ご審議のうえご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 《質疑》

中島委員：

この5ページが一番下の脚注にあるところなんですけれども、2行目「平成30年5月1日には、ピーク時の約4分の1の1,108人になる」ということなんですけれども、これもう過ぎているから、実際の数値というのはわかるんでしょうか。それとも、この1,108人というのが、予想の数値なのか、この辺が最後の文章も含めるとわかりにくいかなと思うのですけれども。

今すぐでなくてよいのですが他の所も関連はしてくるかなと思いますので、5年後を4年後に変えて、平成6年の3月に出すということなので、年度ごとに数値が変わっていれば、変えていただければなと思います。

これ我々初めて見るものですよ。前も見ましたっけ。

勝田教育次長：

多分令和2年8月に策定した時も説明したと思いますけれども。

今ご指摘いただきました人数については、わかりづらいので、修正させていただきますと思います。

#### 《審議結果》

承認

中島委員：

議案第10号は可決承認されましたので、(案)を削除してください。

議案第11号 ふれあいプラザさかえ個別施設計画の一部改正について(案)

稲葉生涯学習課長：

議案第11号「ふれあいプラザさかえ個別施設計画の一部改正について」の提案理由及び内容についてご説明します。

提案理由ですが、ふれあいプラザさかえ個別施設計画の一部改正について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第6号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものとなります。

次に、内容ですが、「ふれあいプラザさかえ個別施設計画」は平成29年8月に策

定したのですが、公共施設長寿命化検討会や各種計画の見直しに伴い、その都度一部改訂をしているところです。

今回、町の「中期財政計画」及び「栄町第5次総合計画後期基本計画実施計画」の見直しを踏まえ、令和6年度以降の「ふれあいプラザさかえ個別施設計画」についても、見直しを行うため改訂するものとなります。

次に、計画の変更部分ですが、3ページの「2-3 計画期間」を、令和6年度から令和15年度の10年間に修正。5ページの「基本方針の文中」で、建築後の年数を29年に修正。12ページの「5-1 施設の活用状況と実態」の（図表7）ふれあいプラザさかえ年度別利用者数に、令和3年度、令和4年度分の実績を追加。13ページの「④ホール舞台設備の老朽化の文中」で、設置からの年数を29年に修正。15ページの「6-1 対策の基本的な方針の文中」で、建築後の年数を29年に修正。16ページ「6-2 長寿命化の実施計画」を修正しました。修正にあたり、利用者から多数要望があり、令和8年度までに整備すると議会答弁している暖房便座交換工事や経年劣化による更新を行う非常用発電機更新の実施設計、本体工事など開館当初から使用し年数が経過している設備を計画的に改修する内容として改訂するものとなります。簡単ですが、以上、説明と致します。

《質疑》

大久保委員：

80年なんですよ。今ふれあいプラザさかえは何年でしたっけ。

稲葉生涯学習課長：

29年です。この7月14日で30周年です。

大久保委員

はい、わかりました。あと50年使えますね。印旛郡では一番立派ですよ。成田の文化会館は別として。随分教育関係で利用しておりますよね。タダですよ。

藤ヶ崎教育長：

タダです。そして駐車場も広いもんですから。

大久保委員：

教育関係では本当に助かっています。

安永委員：

そこにキッズランドが出来たじゃないですか。子育て包括で若い方が沢山利用され

ていますよね。子育てって孤独になりがちだから、ああゆう施設を利用してしっかりお母さんが頑張って子育てしてくださると、すごくよいですよ。

包括センターがあること自体もすごく助けられているということがあるかなと思います。なかなか町でこれだけの施設を整えているところってないのではないかな。

大久保委員：

ないですね。

安永委員：

今日午前中会議があったんですけれども、ふれあいセンターで登録が50団体あるんです。サークルが。その中でも書道サークルとか、今日も行っている時に体操の方たちがふれあいプラザさかえに入ってもらって、うちでぼーっとしているよりも、ああゆうところに出て年齢に合った体の動かし方を教えてもらうということは、すごく健康年齢が延びるのかなと思います。健康寿命ではなく、健康年齢なんですよ。いかに自分のことを自分でできるか、そこが大事じゃないかなと思います。やっぱり、歌を歌う、声を出す、女の人だとおしゃべりをする。男性がもっと出てこれる環境を作って行かなきゃいけないんですよ。私たちも。

藤ヶ崎教育長：

5人の男性の方が、アレグロに加わりました。

安永委員：

更に5人入りました。男性も入っていらして、女性も入りたいということで。私たちはウェルカムですから。また4月から新しい歌を6曲練習して、次の発表に向けて。ボケ防止によいです。6曲覚えるって大変。

藤ヶ崎教育長：

すごいですよね。

大久保委員：

圧倒的に女性が多いじゃないですか。あそこ使っているの。もったいないですよ。男性もどんどん行かないと。

安永委員：

でもギターアンサンブルとか、ああゆうところに結構男性が入っていらして、歌というのが少し壁があるのかな。どうでしょう。男性ってね。

藤ヶ崎教育長：

なかなかハードルが高いかもしれませんね。

中島委員：

カラオケだったらよいのですが。

安永委員：

私たちが歌っているのは、合唱組曲とかではないから。

藤ヶ崎教育長：

でもお上手でしたよね。この間。サライなんて感動しました。

安永委員：

ありがとうございます。新藤先生喜びます。泣いてました先生。指揮しながら。だから男性5人が入ってくれて、女性だけよりも幅ができたんですね。だからもう少し入ってくれると。大久保委員、中島委員、いかがですか。

大久保委員：

検討します。

藤ヶ崎教育長：

男性の方たち、若い時に合唱とかやっていたらっしゃった方ですか。

安永委員：

お一方はテノールで合唱をやっていて、ちょっと小うるさい。やっぱりやっていた人には許せない何かがあるんでしょうね。うちの新藤先生は、楽しく明るく声を出しましょう、というのがアレなので、「楽譜読めなくてもよいのよ、歌えればよいんだから。」とおっしゃるので、だから増えてくるのかもしれません。

藤ヶ崎教育長：

素晴らしい歌声でした。

安永委員：

ありがとうございます。みんなに言うておきます。喜びます。

藤ヶ崎教育長：

よく小学生も音楽の先生は発声が頭の上から構成的な出し方で素晴らしかったです

よね。

安永委員：

発声練習は面白いです。あの先生。とにかく胸に響く。ゴスペルの先生だけある。

《審議結果》

承認

中島委員：

議案第11号は可決承認されましたので、(案)を削除してください。

議案第12号 スポーツ施設個別施設計画の一部改正について

稲葉生涯学習課長：

議案第12号「スポーツ施設個別施設計画の一部改正について」の提案理由、及び内容についてご説明します。

提案理由ですが、スポーツ施設個別施設計画の一部改正について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第6号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものとなります。

次に、内容ですが、「スポーツ施設個別施設計画」は、栄町体育施設の長寿命化などに係る具体的な対応方針や取組方策を定めるもので、令和4年3月に策定しております。

今回、町の「中期財政計画」及び「栄町第5次総合計画後期基本計画実施計画」の見直しを踏まえ、令和6年度以降の「スポーツ施設個別施設計画」についても、見直しを行うため改訂するものとなります。

次に、計画の変更部分ですが、1ページの「1-4 計画期間」を令和6年度から令和15年度の10年間に修正。

次に、一番最後のページになりまして、17ページ、「5-2 長寿命化の実施計画」の「図表13 長寿命化対策内容と実施時期」について、令和6年度に新たに「栄町竜角寺台プールの大プール用ポンプ分解整備作業等」を追加。

次に、下に令和7年度欄として「栄町竜角寺台プールのプールサイド床・幼児用プール改修設計委託」を追加。下に、令和8年度では、町竜角寺台プールについて「プールサイド床・幼児用プール改修」として修正。また、事業費を5,030万3,000円に修正するものです。

令和15年度に「房総のむら多目的広場 テニス場 コート改修」を追加。

また、これ以外の各年の改修項目につきましては、計画実施年度を令和15年度までに合わせ、それぞれ繰り下げるなどの改訂を行うものです。以上、簡単ではありま

すが説明と致します。

《質疑》

中島委員：

プールの方は令和8年度までで全部終わる訳ね。

稲葉生涯学習課長：

全部まではいかないです。一応改修をするという部分の中では全部になるかもしれませんが。ただ、これ以外にも遮光遮熱対策をして、そこは今後検討となっております。

藤ヶ崎教育長：

プールもご案内にあるように、暑すぎて入れないとか、そういう事態もあったり、天候もよすぎて入れない。

稲葉生涯学習課長：

水温が30度を超える時がありますからね。お風呂ですね。

藤ヶ崎教育長：

水泳も熱中症対応になってしまう。なんだかおかしな。鹿児島県では小学校のプールに屋根がついていて、降灰防止で開閉式になっていたりしますけれども、こちらは日陰を作るためのそういったものが必要になるのかなと思いますね。

安永委員：

水は水道水ですか。プールの水は。

藤ヶ崎教育長：

水道水ですね。ずっと流しておけばよいのですが、そういう訳にも行かないので。お金がかかってしまいますからね。千葉市の方では流しっぱなしで100万円以上を校長と体育主任で折半したという話も聞きました。

中島委員：

うちの大学も、引っ越してきた時に、水道代が非常にかかる。よく調べたら寮生が洗濯機を夜回して朝まで止めないでやっていたと。それで100万円単位かかったと。水は結構お金がかかりますよね。

《審議結果》

承認

中島委員：

議案第12号は可決承認されましたので、(案)を削除してください。

議案第13号 地域学校協働活動推進員の委嘱について

稲葉生涯学習課長：

議案第13号「地域学校協働活動推進員の委嘱について」の提案理由、及び内容についてご説明します。

提案理由ですが、地域学校協働活動推進員設置要綱第5条の規定により、別添の者を地域学校協働活動推進員に委嘱することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第12号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものとなります。

次に、内容ですが、地域学校協働活動推進員、いわゆる地域コーディネーターは、社会教育法第9条の7に規定され、地域学校協働活動に関し、教育委員会に協力し、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域住民等に対して助言、援助を行うこととされています。

当該学区の地域学校協働本部からの推薦を受け、教育委員会が委嘱を行うものとなります。

委嘱する4名は再任であり、各小学校区のふれあい推進員で、放課後ふれあい教室やキャンプ、花植え、見守り活動等を行っています。

なお、4名の再任者からは、再任の意志確認を受けていることを、ご報告いたします。以上、説明と致します。

《質疑》

なし

《審議結果》

承認

議案第14号 栄町スポーツ推進委員の委嘱について

稲葉生涯学習課長：

議案第14号「スポーツ推進委員の委嘱について」の提案理由、及び内容についてご説明します。

提案理由ですが、スポーツ基本法の第32条第1項の規定により、別添の者を栄町スポーツ推進員として委嘱することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第12号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものとなります。

次に、内容ですが、まず、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法の第32条で規定され、スポーツの推進のための事業を実施し、スポーツに関する指導、助言を行うもので、栄町では、軽スポーツ教室や体力調査会、子どもスポーツ大会などを企画し実施しています。

栄町スポーツ推進委員に関する規則の規定では、定数12名となっており、今回、再任の10名と、新任の2名で合計12名とするものとなります。10名の再任者からは、再任の意志確認を受けており、また、新任の2名は退任委員及び事務局の推薦によるもので、ご本人の承諾を受けていることを、ご報告いたします。

まず、眞野洋さんは、現在、ピククルボールの印旛ファーストピククルズで活動されております。また、越河香澄さんは、現在、さかえ卓球スポーツ少年団の活動に携わっております。現在もプレイヤーであります。任期は令和6年4月1日からの2年となります。以上、説明と致します。

《質疑》

大久保委員：

ピククルボールというのは何でしょうか。

稲葉生涯学習課長：

室内でやるテニスみたいなスポーツです。見た目はそんな感じで、ボールとかラケットが少し違います。

大久保委員：

わかりました。

稲葉生涯学習課長：

1対1ではなく、2対2でダブルスで行います。

藤ヶ崎教育長：

安食小学校の体育館でやっていますよね。

稲葉生涯学習課長：

そうです。軽スポーツ教室で毎回スポーツ推進委員がやっております。

大久保委員：  
わかりました。

《審議結果》  
承認

議案第15号 令和6年度栄町社会教育関係団体の認定について

稲葉生涯学習課長：

議案第15号「令和6年度栄町社会教育関係団体の認定について」の提案理由、及び内容についてご説明します。

提案理由ですが、栄町社会教育団体の認定に関する規則第4条の規定により、別添の団体を社会教育団体として認定することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第25号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものとなります。

次に、内容ですが、社会教育関係団体について、社会教育委員の意見を聴き、教育委員会が認定を行うものとなります。

認定に関する確認事項として、令和6年3月16日開催の、栄町社会教育委員会議会で認定の意見を受けており、栄町社会教育団体の認定に関する規則第2条の認定要件も満たしております。また、社会教育法第23条の規定に抵触しておりません。以上の確認を行っております。

今回、新規として「さかえ市民みゅーじかるの会」から申請がありました。32名の構成員で、地域の伝統文化などをテーマとした演劇を、ふれあいプラザさかえで披露しています。

このことから、認定に関し、必要事項を有していると判断できる7団体の認定をお願いするものとなります。認定期間は1年となります。以上、説明と致します。

《質疑》

中島委員：

そうすると、さかえ市民みゅーじかるの会は新規にした方がよいですか。継続になっています。

稲葉生涯学習課長：  
新規です。

《審議結果》  
承認

## 議案第16号 栄町教職員組合の要望について

西宮教育課長：

議案第16号「栄町教職員組合からの要望について」提案理由と内容についてご説明いたします。

提案理由についてです。栄町教職員組合から教育条件整備に関わる要求のあった事項の回答について栄町教育委員会行政組織規則第7条18号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に要求の内容とその回答について、主なものについてご説明いたします。別紙をご覧ください。要求の主な柱建てとしては、1番目、「学校の施設設備に関わるもの」めくっていただきまして下の方、「ゆとりある教育と教育内容の想像に関する要望」、3番目「勤務・労働時間の改善、働き方改革に関する要望」、4番目、「研修機会の減少に対する要望」、最後5番目「各教科領域の研究部の視点からの要望」という5点の要望項目がございました。

それぞれ要望項目は違うのですが、主なものにつきましては、もっとも多い要望としては、PC環境についての要望がどの項目にも関わって入っています。

要望の内容としては、「教職員のパソコンをインターネットに接続していただきたい」とか「Wi-Fi環境の整備を進めていただきたい」というようなところの要望内容が重複してございます。

これらについての回答といたしましては、「令和7年以降に機器の入れ替えが予定されておりますので、その時点で機器の入れ替えに合わせて適切な環境整備が行われるように準備しております」というところが主な回答の内容となっております。すぐにできる物というのがなかなかないところではありますので、そのような回答をさせていただきたいと思っております。

次に多かった要望としましては、学校施設設備の修繕についてでございます。修繕につきましては、8番目の使えない用具の撤去とか、雨漏りの修繕等の要望がございましたけれども、令和5年度予算の中で実施をしているということを回答しています。また、9番目の高木剪定等につきましては樹木の状態を見ながら計画的に毎年行っていくこととして、来年度から実施していくことで予算化しておりますと回答しております。

その他、色々な項目について渡っておりますが、管理備品についての要求が多くなっています。例えば3ページ目の「プロジェクターがもう一台欲しい」とか、一番最後のところにも、5番目の教科領域のところにも「モニターが必要なので欲しい」というような、物的な管理備品的な要望が多いのですが、こちらにつきましては10月から11月に各学校からの購入希望ヒアリングを行っておりますので、学校内で検討して優先順位を明確にして、要望していただけるようお願いをしているところで

ございます。

その他ですけれども、教職員の人数等につきまして③の3点目、校内の教職員定数につきましては法で定められていますけれども、欠員等が生じないように管理課の方には教育委員会から依頼しているというところでございます。ただ、教職員不足と言う大きな課題が全国的にあるというところで、北総教育事務所と連携して努力をしています。

あと4番目、水泳指導の委託につきましては、今年度の子ども模擬議会でも同様の質問が挙げられました。小林にあるスイミングスクールにも問合せをしたりして、どちらが効率的で効果的かということについては、教育委員会内でも検討しているところでございますが、実際予算の関係もございます。また、竜角寺台プールの修繕も進んでおりますので、それをみて、子供たちがよりよく学べる環境について検討していくところであります。雑駁ではございますが、以上でございます。ご審議のうえご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

#### 《質疑》

濱田委員：

3 ページ目の「ゆとりある教育と教育内容の方法に関する要望」のところに、食育の観点から箸の導入を、とあるんですけれども、うちの子、小学生の時は毎日箸を持って行ってたんですけれども、上の子が中学生になった瞬間にお箸セットを持って行かなくなったんです。多分、学校のスプーンフォークみたいなもので食べているんだと思います。これは別に町が負担する必要がないのかなと思ったりしました。自宅から持って行けばいいだけじゃないかなと思いました。

藤ヶ崎教育長：

インド式で食べているのではなく。

濱田委員：

スプーンにフォークみたいなのが付いているんですもんね。

藤ヶ崎教育長：

先割れスプーンはあることはあります。

由井給食センター所長：

各学校には、箸は持って来てくださいとお願いはしてあります。手引きの方にも記載してありますけれども、そういうような学校の指導の状態なのかなと思っております。

なぜないのかというと、洗う機械がないんですね。なので持ってきてもらっています。他の市町村新しいセンターとかだと、箸に移行しています。

西宮教育課長：

成田市の方は箸が出ます。新しい給食センターですと。そういうところから移動されてきた方はそう思われるのではないかなと思います。

濱田委員：

お箸を洗うのは負担にはならないので、保護者としては持って行ったらいいのではないかなと思います。

由井給食センター所長：

献立表の方にも『箸』と書いてあります。「いつも持って来てね。」というところがあります。

濱田委員：

中学生になったとたん持っていかなくなったので、「みんな持っていないよ」というような感じだったので。

藤ヶ崎教育長：

一人だけ持っていくとまた、おかしくなってしまうというのが中学生ですからね。

濱田委員：

持って行かなくても不便はなさそうです。子供としては。

《審議結果》

承認

議案第17号 教育功労者の感謝状について

中島委員：

議案第17号「教育功労者の感謝状について」から、議案第20号「いじめ重大事態について」の4つの議案につきましては、会議規則11条の2の規定によりまして秘密会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」という声が全員からあり。

中島委員：

会議規則第11条の2に記載されている出席者の3分の2以上を超えておりますので、「異議なし」と認めます。よって議案第17号から議案第20号までは、秘密会といたします。関係者以外の方は退席をお願いいたします。

議案第17号 教育功労者の感謝状について

秘密会

《審議結果》

承認

議案第18号 栄町教育委員会事務局職員（課長職）の任免について

秘密会

《審議結果》

承認

議案第19号 令和5年度末教職員人事異動について

秘密会

《審議結果》

承認

議案第20号 いじめ重大事態について

秘密会

《審議結果》

承認

中島委員：

議案第17号から議案20号の審議が終わりましたので、秘密会を解きます。入室希望者があれば、入室を許可します。

## 6 各課等の報告について

勝田教育次長：

私からは、お配りさせていただいております。令和6年4月教育委員会行事予定表をご覧くださいと思います。

4月9日、栄中学校の入学式を予定しております。

10日、町内各小学校の入学式が予定されております。教育委員の皆様にはまたそれぞれ分かれてご出席いただきたいと思います。よろしく申し上げます。そのあと、町教頭事務合同会議と、教育委員の勉強会が予定されています。細かいことは決まりましたらご連絡させていただきたいと思います。

16日、印教連の定期総会が成田市のウェルコ成田で予定されておりますので、こちらの方もご出席お願いいたします。

あと、教育委員の皆さまには23日の栄町教育振興会総会の全体会議の方がふれあいプラザさかえの大会議室の方で開催されますが、教育委員の皆さまにもご出席をいただければと思います。

24日、教育委員会定例会を予定しております。10日の勉強会を中止した場合は、少し早く来ていただいて、1時15分から勉強会の方を開催させていただいて、定例会の方に移らせていただこうかと思っております。10日の勉強会につきましては、急ぎ回答させていただきたいと思いますが、本日はこのような予定でございます。

5月につきましては下段の予定のとおりとなっております。

あと私からは、今回の議会の関係で、教育長の方から請願があったということで、請願につきましては、あそこの給食センターの場所を浸水想定区域外で選ぶような請願がありましたが、教育長にご説明いただきましたが、議会内の審議で請願は否決されております。詳しくはまた来月ご説明できればと思っております。議会の一般質問も岡本議員と野田議員の方でありました。細かいことはまた来月ご説明いたしますが、野田議員につきましては、チラシが沢山出ていて、そのチラシには野田議員の知っている事実とは違うことが沢山書いてあるということで、それぞれ質問があり、こちらでご回答をしております。

例えば、給食センターを建てると町民税増税があるとチラシに書いてあったそうですが、そのようなことはない、町の財政部局でお答えしております。

また、教育委員会が情報開示請求を受けて6億8,000万円で示したということ、チラシで書かれていましたが、野田議員から聞かれたので、教育委員会から示したことは一度もないとご説明しております。

その他にも、お堀の関係ですとか、成田市の給食センターの建設の関係で時代物価が違うとか、色々質問がありましたのでそこでご回答をしております。詳しくは来月またご説明できればと思います。

最後になりますが、前々回歩道の自転車の乗り方についてご指摘いただいた件につ

いては、その後すぐ都市建設課とくらし安全課と教育委員会で打合せをして、広報へ掲載ですとか、そういった対応をお互い進めていくということでご報告させていただきます。私からが以上になります。

西宮教育課長：

学校教育課から報告します。

特に資料はございませんけれども、議会の方につきましては、高萩議員の方から「気候変動に対する学校教育の家庭への取り組み」というご質問がございました。それにつきましては、家庭の取り組みですので、特に学校から示すということはないですけれども、環境教育等で学校ではやっていますよ、というご回答をさせていただきました。

あと、教職員の働き方改革についてご質問をいただきました。働き方改革につきましては、特に「生成A I の活用について」ということでご質問をいただきましたが、慎重に対応していくということと、あと教職員の生成A I の活用につきましては、社会的な流れを受けまして、町とも相談しながら対応をしていくと、回答をさせていただきました。

松島議員の方からは、「教育方針について」というところのご質問がありまして、教育基本計画等のことについてご説明を申し上げ、教育長、町長の方から教育に関する気概ということでお話をされる場面がございました。以上が議会に対してでございます。

13日及び15日には、委員の皆様にも各小中学校の卒業式にご参列いただきいただき、ありがとうございました。久しぶりに多くのご来賓や保護者、在校生が参列するフルスペックの卒業式となりました。

先ほど皆さまからのご報告を聞かせていただきまして、どの学校も素晴らしい卒業式であったとお聞きし、非常にうれしく思います。4月9日、10日には令和6年度の入学式が予定されています。お忙しい中、誠に恐縮でございますがよろしく願いいたします。

また、本日は学校として最後の1日、修了式でした。

今年度につきましては、学校運営協議会制度を取り入れた初年度でもありました。「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた更なる一歩を踏み出した年でもありました。先日の教育委員会会議の中でも、教育長の方からお話があった「学校運営協議会制度の取り組みについても、栄町は「先に歩む自治体」として県内でも評価されています。次年度以降も、各学校が地域と共に歩み「特色ある学校づくり」推進されるよう教育課としても支援して参りたいと思います。

教育委員の皆さま方には、この1年間、教育課の取り組み、及び各校の取り組みに多大なるご支援とご協力をいただき、誠にありがとうございました。次年度も栄町の児童生徒の学力向上と健全育成に、お力添えいただきますよう、よろしく願いいた

します。ありがとうございました。以上です。

稲葉生涯学習課長：

それでは、生涯学習課からは、始めに、1. 4月、開催事業案内になります。行事予定表に沿って説明します。

6日に、栄町スポーツ推進委員委嘱式及び総会を、ふれあいプラザさかえにて実施します。

11日の布鎌小学校ふれあい教室は、学校の都合により中止となっております。

13日に、ふれあいプラザさかえ 利用サークル連絡会総会を、ふれあいプラザさかえにて実施します。同じく、13日に、軽スポーツ教室を、安食小学校体育館にて実施します。

18日に、安食小学校放課後ふれあい教室を、安食小学校体育館にて実施します。同じく18日に、文化ホールピアノ一般開放を、ふれあいプラザさかえにて21日まで実施します。

25日に、布鎌小学校放課後ふれあい教室を、布鎌小学校体育館にて実施します。

27日に、栄町青少年相談員連絡協議会総会を、ふれあいプラザさかえにて実施します。

次に、事前に配布した報告事項と本日配布したものをご覧ください。

始めに、2. 図書室購入図書（3月分）になります。一般書52冊、児童書15冊、雑誌2冊となっております。

次に、3. 移動展示「下総龍角寺展」を実施になります。町の歴史・文化を後世に継承することを目的に開催します。期日は、令和6年3月から令和7年2月の間で、町内小・中学校5校で開催します。なお、3月12日より、栄中学校にて巡回展示を開始しております。

次に、4. 第29回栄町ふれあい文化祭の実績になります。開催日は、3月2日と3日となり、来館者は2,450人でした。

次に、5. まちの音楽会の実績になります。開催日は、3月6日となり、来館者は1,040人でした。写真がありますが、安永委員が写っているところを一生懸命探しました。あとで探してみてください。

次に、6. 放課後ふれあい教室の年間実績になります。安食小学校では、年17回開催し、参加者は延べ132人でした。布鎌小学校では、年13回開催し、参加者は延べ126人でした。

次に、7. 軽スポーツ教室の年間実績になります。実施回数につきましては、9回とし7月、8月、3月は開催しておりません。参加者については、延べ115人でした。

次に、8. ドラム自然楽校の年間実績になります。実施回数につきましては、7回とし6月3日のカヌー体験は雨天のため中止としております。参加者については、延

べ232人でした。

次に、9. イイクスの年間実績になります。実施回数につきましては、5回とし各小中学校1回の開催としております。参加者については、延べ81人でした。

次に、10. キッズ教室の年間実績になります。実施回数につきましては6回とし、内訳として、陶芸3回、色鉛筆画1回、切り絵教室1回、書初め教室を1回となっております。参加者については、延べ77人でした。

次に、11. 龍角寺、岩屋古墳特別公開事業の年間実績になります。実施回数につきましては、2回とし5月、11月の開催となります。ガイド受講者については、1,100人となり、サポーターは延べ23名でした。

なお今週の24日に、本年度3回目の公開事業を実施しますので、岩屋古墳の見学やボランティアガイドさんの活躍を、是非委員の皆様に見ていただきたいと思っております。

次にここにはございませんが社会教育委員会議の開催についてご報告いたします。3月16日に各委員の皆様や教育長、教育次長の出席のもと実施されました。

内容は主に、令和6年度生涯学習課の予算の説明となり、各班の予算について説明しました。

2点目として、社会教育関係団体の補助金について、になりまして、11団体となっております。各団体の補助金の額や活動内容について報告しました。

3点目として、社会教育関係団体の認定について、になりまして、議案第15号の前段となる7団体の認定についてとなります。以上、生涯学習課からの報告となります。

由井給食センター施設長：

来年度の給食は4月8日から始まりまして、来年の3月21日まで計192回実施予定となっております。お手元にあるカレンダーの丸がついているところが、給食を提供する予定となっております。

4月は8日からスタートしまして、16回給食を提供します。4月の特別メニューは15日、入学、進級をお祝いする、お祝い献立を用意いたします。

令和6年度につきましても令和5年度と同様に毎週木曜日は、パン若しくはめん類の日として、それ以外の日はご飯を主食として提供していく予定です。

4月の給食数は、児童662人、生徒358人、教職員等147人、計1,167人を予定しています。

4月からは、新たな栄養教諭になる予定です。それに伴いまして6月頃から新たな栄養教諭が献立を立てることになり本年度と違ったメニューになって行くと思われれます。

令和5年度はコロナウイルス感染症が減少しましたが、インフルエンザウイルスの感染症によりまして、急遽、学級閉鎖になったり、欠席する児童生徒が多く見受けられました。

給食センターにおきましても、コロナウイルスやインフルエンザウイルスに感染し

た調理員等がおりましたが、早期に療養させるなどの対策を行い、1日も欠食することなく給食を提供することができました。今後も感染症対策などを十分に行い安心安全な給食の提供に努めてまいります。

1年間ありがとうございました。給食センターからは以上です。

《質疑》

特になし。

7 その他

特になし。

## 8 教育長閉会宣言

以上，会議の顛末を記載して，相違ないことを証するため，ここに署名する。

教 育 長 藤ヶ崎 功

会議録署名委員 濱田 香奈